

令和7年度 事業計画

我が国経済はコロナ禍を乗り越え、足踏みしながらも緩やかに回復しているが、緊迫する国際情勢や金融引締めなどの海外景気の下振れリスクを抱えている。

バス事業は3年にわたるコロナ禍等の影響を大きく受けたが、現下の最大の課題は、昨年4月から働き方改革として休息時間の延長などの実施により、運転者不足が一層深刻化したことであり、路線バスの便数削減や路線の廃止、貸切バスの受注制限などの影響が顕著に現れた。輸送人員は乗合バス事業、貸切バス事業ともコロナ禍前には戻っておらず、さらに燃料価格をはじめ物価上昇によりバス事業は依然として厳しい経営状況が続いている。

乗合バスは県民の生活の足として極めて必要な公共交通機関であり、その減便は自家用車の利用を増加させることとなります。国、県が取り組むカーボンニュートラルを力強く推し進めていくためには、自家用車から公共交通利用へのシフト促進に向けて、乗合バスの維持・発展が不可欠である。貸切バスも観光のみならず、災害時や公共イベント輸送等で欠かすことができない重要なインフラであるとともに、インバウンド振興のためにも必要不可欠である。

また、カーボンニュートラルの実現、デジタル化社会を目指す自動運転やMaaS、キャッシュレス化の実現に向けて、時代に即した利用者利便の向上に努める必要がある。

バス事業にとって輸送の安全を確保することは最も重要な課題であり、会員各社が一丸となって安全対策の取り組みへの対応を図るとともに、より高度な安全の取組を評価する新たな貸切バス安全性評価認定制度の周知に努め、貸切バスのより高度な安全対策を推進する必要がある。

福井県バス協会としては、バス事業の諸課題に対処し、会員事業者とともに安全・安心な輸送サービスの提供に努め、バス事業の発展に努めることとする。

1. 運転者の確保対策について

(1) 運転者人材確保支援について

乗合バス、貸切バスともに深刻な運転者の不足が続いている。この解決には賃上げ等による待遇改善が求められていること、また、高齢者や女性運転者の活用などにより運転者の確保が進むよう取り組みの強化が求められている。

福井県バス協会は一昨年保有した運転体験車を活用し、県下様々な地域での運転体験会を計画的に開催し、運転者の確保に向けた環境を作っていく。また、国、県、日本バス協会が実施する補助事業等による人材確保支援策や、民間企業等が実施する就職支援策等の情報を会員事業者に周知し、運転者の確保につなげる。

(2) 外国人人材の活用について

深刻な運転者不足が続いていることから、令和6年3月29日に特定技能制度の対象にバスを含む自動車運送事業を追加することが閣議決定され、令和6年12月には特定技能評価試験が開始されたところであり、同制度を活用した外国人バス運転者の受け入れが

スムーズに行われるよう、広く周知に努めるとともに、関係機関の支援含めた働きかけを積極的に行う。

(3) 運転者職場環境良好度認証制度（「働きやすい職場認証制度」）への対応

求職者が就職先を選ぶ際の参考にするため、事業者の申請に応じて優良事業者を認定する制度（「働きやすい職場認証制度」）が令和2年度に創設され、令和5年度から最高位である「三つ星認証」が開始されている。これまでのところ、会員による認証事業者の状況は5社に留まっており、引き続き会員事業者への周知を行う。

2. 乗合バスの維持・輸送サービスの改善向上

(1) 乗合バス路線の維持等の推進

地域の公共交通を担う乗合バスは、地域の社会経済活動に不可欠な基盤であるが、人口減少や少子化、マイカー利用の普及やライフスタイルの変化等による需要の減少により、バス事業者の経営努力だけでは路線の維持が困難であるため、国や県、市町からの支援の充実に取り組む。

また、バス事業者、国、地方公共団体が連携して取り組む地域公共交通活性化再生法については、令和5年度に、新たに地域交通の再構築に関する仕組みが拡充され、キャッシュレス決済、EVバス等の導入内容を含む、地域公共交通利便増進実施計画が認定されることとなり、地方公共団体を中心とした関係者との連携を図り、今後必要となる投資に対する支援の拡充実現に向け取り組む。

(2) 輸送サービスの改善及び向上

① DXの推進

バスの利便性を向上するため、スマートフォン等新たな情報技術の活用、キャッシュレス決済の導入、経路検索サービスの充実、リアルタイム混雑情報提供システムの導入等、DXの導入が促進されるよう、これらDXの導入に係る補助金の活用を広く周知する。

② 走行環境の改善、交通結節点等の整備

都市部における道路渋滞の解消及びバスの走行環境の改善を図るため、改善箇所等の把握に努め、道路利用者会議や道路管理者との懇談会等を通じ、具体的改善に向け要請を行う。

また、福井駅西口及び東口ターミナルについては、福井市との協定に基づく乗降場所の管理運営を引き続き適切に行い、県都の玄関口として相応しいバス乗降場の維持に努める。その他の駅周辺整備計画等に関する対応に関しては、バスが公共交通機関として相応しい環境となるよう積極的に働きかける。

3. 貸切バス事業の安全確保と健全な経営基盤の確立

(1) 軽井沢スキーバス事故等を受けての安全対策の推進

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の答申「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、国土交通省が定めた安全対策の着実な実施

を推進する。また、令和6年4月1日より、点呼の動画保存、アルコール検知器の画像保存、デジタルタコグラフの装着義務等、貸切バスの運行管理規制が強化されたところであり、今般の規制強化が実効のあるものとなるよう国等に要請する。

さらに、貸切バスの許可更新制度については、悪質事業者の退出が進むよう安全に直結する費用実績を重点的に確認することや、適正化センターの指導等の情報を活用した指導の重点化等が進むよう、引き続き国に要請するとともに、適正化センターに対し必要な協力をを行う。

(2) 貸切バス事業者安全性評価認定制度の推進

貸切バス事業者安全性評価認定制度の抜本的見直しが行われ、令和7年度申請事業者から、より高度な安全対策を評価する新基準で審査が始まることから、貸切バスをより一層、安心・信頼して利用していただけるよう、新制度に沿い取り組みを推進する。

(3) 旅行業界との連携

旅行業界と連携して設置した「旅行業界とバス業界の連携による安全運行パートナーシップ等に関する懇談会」を有効に活用し、安全性評価認定制度の新基準の理解を深め、認定事業者の積極的な活用を促す。また、過度な手数料や働き方改革への対応に向けた取組への理解、更には、学校教育旅行等に関する分散化の実現に向け、引き続き関係を強化する。

4. バリアフリー等対策の推進

(1) バリアフリー法への対応、バリアフリー車両の普及促進

令和3年4月1日から施行されている改正バリアフリー法（公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務等）へ対応を促していくとともに、コロナ禍を経て経営環境の厳しさが続く中ではあるが、新たな整備目標の達成に向け、移動円滑化基準に適合したバス車両への代替が促進されるよう取り組みを進める。

(2) 障害者差別解消法への対応

障害を理由とする差別の解消を目的とする障害者差別解消法が令和3年10月に改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある人に対する「合理的配慮の提供」が義務化されたことに伴い、乗合事業者による合理的な配慮として取り入れた路線バス車両の優先席への「ヘルプマーク」の貼付を引き続き進める。

5. 事故防止対策の推進

(1) 道路交通事故の防止

福井県警察本部の発表によると、令和6年の県内における交通事故死者数は23人で、前年に比べ3人の増加となり、高齢者の割合が78.3%と対前年比8.3ポイント増加するという状況となっている。こういった状況を踏まえ、バス業界として死亡・重傷等重大事故の削減に重点的に取り組むこととし、とりわけ横断歩道での横断歩行者の確実な確認のための一旦停止、発進時におけるアンダーミラーによる直前横断者確認の徹底し重

大事故の削減に万全を期す。

また、バス停留所の安全確保対策について、危険なバス停の安全対策の進捗率の周知を図り、バス停留所に関わる安全性の向上に向けて引き続き福井運輸支局を始め関係機関に協力していく。

(2) 健康起因事故の防止及び飲酒運転の根絶

道路運送法の改正により義務づけられた「疾病運転の防止」については、各事業者が講ずべき健康管理対策のより一層の推進を図るとともに、国土交通省が策定したマニュアルやガイドラインに沿った取組が促進されるよう周知に努めるとともに、協会が行う健康起因事故防止のための助成制度を活用した取り組みを促進する。

飲酒運転の防止については、飲酒運転によるバスの事故は発生していないが、「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づく取り組みを徹底し、飲酒運転の根絶に取り組む。

(3) 車内事故の防止

バス事故の約4割を占める車内事故は、高齢者等が被害を受けることが多く、重傷となることもあるため、車内事故防止キャンペーンを捉え、バス利用者に対する「ゆとり乗車」の啓発、運転者に対する「ゆとり運転」による安全運行の実施の徹底に取り組む。併せて、車内事故防止に向けた乗務員の車内アナウンスに関する意識の向上に向けた取組を進める。また、シートベルトの着用については、軽井沢スキーバス事故を受けて取り組みを進めており、引き続きバス出発時の案内等の実施について事業者に取り組みを促す。

(4) 危機管理対策の徹底及び大規模災害等への対応

テロや震災等危機管理対策に万全を期すこととする。そのため「バスジャック統一対応マニュアル」等による対応に努めるとともに、「大規模災害基本対応マニュアル」を活用し、国、地方公共団体とも協力して、平時から危機管理・安全防災対策の強化に努め、災害発生時の乗客の安全と輸送力の確保に万全を期する。

6. 環境対策の推進

(1) 環境対策

日本バス協会が策定した業界の自主的取り組みである「バス事業における低炭素社会実行計画」に沿い、会員事業者のCO2排出削減の取り組みを促す。また、「バスの環境対策強化期間」を捉え、燃費にかかわる車両の点検整備や急発進・急加速を避けた無理のない運転が励行されるよう取り組む。

(2) カーボンニュートラルに向けた対応

福井県では、令和5年に「カーボンニュートラル福井コンソーシアム」が設立され、温室効果ガスの排出量の削減を国の目標より高い数値に設定し、オール福井による取り組みが開始された。当該コンソーシアムにはバス協会も参画しており、関係機関とも連携し取り組みを推進することとする。特に、EVバスの導入促進に努め、EV場車両及び充電設備等に対する補助の大幅拡充を求めていく。

7. 運輸事業振興助成交付金事業の適切な運営

運輸事業振興助成交付金事業については、運輸事業振興助成交付金事業計画に基づき、適切且つ効果的に事業を推進する。

令和7年度の融資幹旋事業特別基金の運用管理については、令和7年度は満期償還となる債券等はなく、新たな運用は行わない。

8. 労務問題への対応

労働基準法、労働安全衛生法等の労働法制やその他具体的運用、また、労働管理に係る新たな課題について情報収集を進め、労働問題講習会の開催等により会員事業者に周知を図る。

9. 鉄道駅等交通結節点の周辺整備及び地方公共団体の各種計画等への対応

(1) 福井駅西口・東口バス乗り場等に対する対応

福井駅西口及び東口ターミナルについては、福井市との協定に基づく乗降場所の管理運営を引き続き適切に行い、県都の玄関口として相応しいバス乗降場の維持に努める。

また、北陸新幹線の県内開業に伴う県外からの来訪者の増加に合わせ、県内の各交通結節点において、利便性向上を含めた機能強化が図られるよう関係機関等と連携した取り組みを進める。

(2) 地方公共団体の計画への対応

各地域のマスタープランとなる各種計画に関する情報の収集を始め、具体的計画の策定・見直しに関する議論に積極的に参画するなど、地域の活性化に向けた交通によるまちづくりを図るべく、関係機関との連携を強化する。

10. その他

(1) 広報活動の推進等

協会ホームページにおいて、当協会の活動状況のほか、バス事業の現状や公共的役割、その意義、魅力等について情報提供を行う。また、バス事業のおかれている厳しい現状を踏まえた特設ページの運用などを行い、バス事業の必要性等を訴求する。併せて、必要に応じてマスコミ等を活用した広報の実施に努める。

(2) バス事業関係表彰

協会功労者表彰規程に基づき、会員及び会員所属の優良役職員を表彰する。また、バス業界の振興方策として、国を始めとする各表彰制度におけるバス事業関係者（事業所含む）の表彰受賞（受章）を積極的に進める。

(3) 関係機関等との連携強化

バス事業を取り巻く環境が益々厳しくなる中、様々な機関との連携は不可欠となっている。そのため、既存の概念にとらわれず、バス事業が活性化する方策を模索しつつ幅広い関係者との連携を構築していくことに努める。